第７章　業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

○南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱

平成13年3月1日

要　綱　第　１　号

改正　平成17年01月27日要綱第1号　　平成18年02月27日要綱第1号

　平成20年03月18日要綱第1号　　平成20年09月30日要綱第3号

平成25年12月30日要綱第1号　　平成26年02月28日要綱第1号

平成26年03月07日要綱第2号

　（目的）

第１条　この要綱は、南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則により、分別の徹底、収集作業の安全確保及び適正処理の促進を図ることを目的とする。

　（指定ごみ袋の規格）

第２条　組合が指定するごみ袋は、次に掲げる規格とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 容　量：リットル | 色 | 材質等 | 寸　　　　法 |
| 生ごみ用 | 15 | 黄色 | 生分解性樹脂半透明 | 横30cm(最大45cm)縦60cm厚さ0.03mm |
| 6 | 生分解性樹脂半透明 | 横25cm(最大38cm)縦42cm厚さ0.03mm  |
| 可燃ごみ用 | 40 | 赤色 | 高密度ポリエチレン半透明 | 横45cm(最大65cm)縦80cm厚さ0.025mm  |
| 不燃ごみ用 | 30 | 青色 | 高密度ポリエチレン半透明 | 横40cm(最大52cm)縦80cm厚さ0.03mm  |
| 5 | 高密度ポリエチレン半透明 | 横18cm(最大28cm)縦50cm厚さ0.03mm  |
| 不燃ごみ用（ペット用） | 15 | 茶色 | 高密度ポリエチレン半透明 | 横39cm(最大52cm)縦60cm厚さ0.03mm  |

第７章　業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 資源ごみ用（びん・缶・ペットボトル） | 40 | 灰色 | 高密度ポリエチレン半透明 | 横45cm(最大65cm)縦80cm厚さ0.03mm |
| 資源ごみ用（プラスチック類） | 40 | 白色 | 高密度ポリエチレン半透明 | 横45cm(最大65cm)縦80cm厚さ0.025mm |
| 乾電池用 | 2 | 緑色 | 高密度ポリエチレン半透明 | 横22cm(最大28cm)縦32cm厚さ0.03mm |
| 蛍光管用 | 90 | 水色 | 低密度ポリエチレン半透明 | 横73cm縦145cm厚さ0.07mm  |

　（ごみ袋販売店の指定）

第３条　ごみ袋販売の指定を受けようとする者は、ごみ袋販売店指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を組合長に提出しなければならない。ただし、乾電池用及び蛍光管用の指定ごみ袋は、この申請から除くものとする。

　（契約の締結）

第４条　組合は、前条の申請があった場合、速やかに内容を審査し適当であると認めた時は、指定ごみ袋販売業務委託契約書（様式第2号。以下「契約書」という。）により契約を締結するものとする。ただし、契約の内容に変更が生じた場合は、変更契約書を締結する。

　（販売手数料）

第５条　指定ごみ袋の販売手数料は、前条の契約書に定める額とする。

　（指定ごみ袋代金の徴収）

第６条　組合は、第4条の契約を締結した者が組合構成町役場にて必要に応じ指定ごみ袋を受領した場合は、納入通知書を発行して代金を徴収する。

　（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成17年1月27日要綱第1号）

　この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

　　　附　則（平成18年2月27日要綱第1号）

１　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

２　改正前の指定ごみ袋の販売価格及び販売手数料については、なお従前の例による。

　　　附　則（平成20年3月18日要綱第1号）

　　　　　　　　　　　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

　　　附　則（平成20年9月30日要綱第3号）

１　この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

２　改正前の指定ごみ袋の販売価格及び販売手数料については、なお従前の例による。

　　　附　則（平成25年12月30日要綱第1号）

　この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

　　　附　則（平成26年2月28日要綱第1号）

　この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

　　　附　則（平成26年3月7日要綱第2号）

　この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第７章　業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

様式第１号（第3条関係）

ごみ袋販売店指定申請書

年　　　月　　　日

南空知公衆衛生組合長　　　　　様

住　　　所

商　　　号

代表者氏名

電話番号

当店は、このたび南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱第2条の規定に基づく、ごみ袋販売の指定を受けたいので、同要綱第3条の規定に基づき申請します。

　　　　　　　　　　　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

様式第２号（第4条関係）

指定ごみ袋販売業務委託契約書

　南空知公衆衛生組合が行う指定ごみ袋販売業務について、南空知公衆衛生組合長

　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

　（総則）

第１条　甲は、指定ごみ袋販売業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

　（実施方法）

第２条　乙は、甲の指示に従い、最も適切な方法により指定ごみ袋を利用者に販売するものとする。

　（委託期間）

第３条　業務の委託期間は、契約締結の日から甲・乙いずれかが業務の解除を申し出た日までとする。

　（販売手数料及び販売価格）

第４条　指定ごみ袋の販売手数料及び販売価格は、別表のとおりとする。

　（現品の受領等）

第５条　指定ごみ袋の受領並びに代金決済の方法は、甲の指示する方法により行うものとする。

　（現品の状況報告）

第６条　乙は、在庫品を常に把握し、甲が必要と認める時は、その状況を報告するものとする。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

　（契約の解除）

第８条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

1. この契約を履行しない時、又は履行の見込みがないと認められる時
2. 契約の解除を申し出た時

　（協議事項）

第９条　この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ処理するものとす

第７章　業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

　る。

　この契約を証するため、契約書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　南空知公衆衛生組合長

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

別表

指定ごみ袋販売手数料及び販売価格

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 容量：リットル | 販売単価 | 販売手数料 | 販売価格 | 備　　考 |
| 生ごみ用 | 15 | 1組（10枚） | 15.70円 | 242円 |  |
| 1梱包（500枚） | 785.00円 | 12,100円 |  |
| 6 | 1組（10枚） | 11.20円 | 174円 |  |
| 1梱包（500枚） | 560.00円 | 8,700円 |  |
| 可燃ごみ用 | 40 | 1組（10枚） | 19.10円 | 177円 |  |
| 1梱包（500枚） | 955.00円 | 8,850円 |  |
| 不燃ごみ用 | 30 | 1組（10枚） | 18.70円 | 173円 |  |
| 1梱包（500枚） | 935.00円 | 8,650円 |  |
| 5 | 1組（10枚） | 9.10円 | 84円 | 紙おむつ・生理 |
| 1梱包（500枚） | 455.00円 | 4,200円 | 用品類用 |
| 15 | 1組（10枚） | 14.90円 | 138円 | ペット用 |
| 1梱包（500枚） | 745.00円 | 6,900円 |
| 資源ごみ用（びん・缶・ペットボトル） | 40 | 1組（10枚） | 19.70円 | 182円 |  |
| 1梱包（500枚） | 985.00円 | 9,100円 |  |
| 資源ごみ用（プラスチック類） | 40 | 1組（10枚） | 17.20円 | 159円 |  |
| 1梱包（500枚） | 860.00円 | 7,950円 |  |

第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

○南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費

補助金交付要綱

平成20年3月18日

要　綱　第　２　号

改正　平成27年03月06日要綱第1号

　南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱（平成5年4月1日制定）の全部を改正する。

　（目的）

第１条　この要綱は、各家庭から生ごみとして排出される厨芥類等（以下「生ごみ」という。）を、生ごみ堆肥化容器又は電動生ごみ処理機（以下「容器等」という。）によって堆肥化し、菜園等での使用による生ごみの減量化を図るため、この容器等の購入設置者に対し、その購入費用の一部に南空知公衆衛生組合が、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 生ごみ堆肥化容器　生ごみを土中の微生物の働きによって分解し、堆肥化する容器で、土の上に据えるもの（容量が100リットル以上のものに限る。）をいう。
2. 電動生ごみ処理機　生ごみを機械的に処理し、減量化又は堆肥化する「乾燥型」又は「微生物分解型」の電動式処理機（生ごみを粉砕処理し、下水道等に排出するものを除く。）をいう。

　（補助金の交付対象者）

第３条　この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

1. 組合区域内に居住している者。ただし、事業所等は除くものとする。
2. 購入した容器等の設置及び生産された堆肥を使用する土地を所有又は借地している者
3. 購入した容器等を直ちに設置し、適正に維持し、管理ができる者

　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

２　前項のほか、組合長が特に認めた者とする。

　（補助の対象数量及び補助額）

第４条　補助金の交付対象は容器等のみとし、薬品等の附帯物は対象外とする。

２　補助の対象数量及び補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1. 生ごみ堆肥化容器　1世帯につき3個までとし、購入価格の2分の1以内の額とし、3,500円を限度とする。（1世帯につき1の年度に3個を補助対象とすることはできない。）
2. 電動生ごみ処理機　1世帯につき1台とし、購入価格の2分の1以内の額とし、25,000円を限度とする。
3. 前号の補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
4. 同居世帯は1世帯とみなすものとする。ただし、組合長がやむをえない理由があると認めたときは、この限りでない。

３　前項の補助は、第2条各号の種別を1の年度に重複して受けることはできないものとする。

　（販売の登録）

第５条　容器等を販売しようとする者（以下「販売業者」という。）は、組合長に販売の登録を申請し、承認を得るものとする。

　（補助金交付申請書及び補助金交付決定通知書）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「購入希望者」という。）は、生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書（様式第1号）を組合長に提出するものとする。

２　組合長は、申請の内容を審査のうえ、当該年度予算の範囲内で、補助金交付決定通知書（様式第2号）を発するものとする。

　（容器等購入と補助金受領の委任）

第７条　購入希望者は、補助金交付決定の通知を受けた日から、1箇月以内に販売業者に対し、購入の申し込みをするものとする。

２　購入希望者は、販売業者より容器等を受領する際に、補助金交付決定通知書及び受領書（様式第3号）を提出するものとする。

３　購入希望者は、委任状（様式第4号）により、当該販売業者に当該補助金の請求及び受領に関する一切の権限を委任するものとする。

　（補助金交付請求の手続き）

第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

第８条　前条第3項に規定する委任を受けた販売業者は、補助金交付対象者一覧表（様式第6号）及び請求書（様式第5号）に定める書類を添付し、組合長に請求するものとする。

　（補助金の交付）

第９条　組合長は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、これを審査し、適正と認めたときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

　（補助金の返還命令）

第１０条　組合長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

　（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

様式第１号（第6条第1項関係）

生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書

年　　月　　日

南空知公衆衛生組合長　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　－　　　　－

　　私は、この度南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱第2条の規定に基づく、生ごみ堆肥化容器等を購入したいので、同要綱第6条第1項の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金申請額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 種別等 | * 生ごみ堆肥化容器　（容 　量　 　　　㍑）
* 電動生ごみ処理機　（処理能力　　㎏／回）
 |
| 購入機種等 | メーカー |  |
| 形　　式 | 製品名 |  |
| 処理方式 | * バイオ
* 乾燥
* その他（　　　　）

　※電動生ごみ処理機のみ記入 |
| 購入者 | 住宅形態 | 　□一戸建　　　□共同住宅 |
| 家族人数 | 　　　　　　　　　　人 |
| 販売店名 |  |
| 購入価格 | 　　　　　　　　　　　円 |

* 太枠内のみ記入して下さい。

第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

様式第２号（第6条第2項関係）

生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

南空知公衆衛生組合長　　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、生ごみ堆肥化容器等購入費に対する補助金は、審査の結果交付することに決定したので、南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、通知します。

１　補助金の額　　一金　　　　　　　　円

２　種　別　等

３　購　入　先

　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

様式第３号（第7条第2項関係）

受　　　　　領　　　　　書

　　　　　　　　年　　月　　日生ごみ堆肥化容器を受領しました。

販売業者名

種　別　等

購入価格　　　　　　　　　　　　　円

購入者　住所

氏名　　　　　　　　　　　印

第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

様式第４号（第7条第3項関係）

委　　　　　任　　　　　状

年　　月　　日

南空知公衆衛生組合長　　　　様

委任者　住所

氏名　　　　　　　　　　　印

　　私は、下記の者に、南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱に基づく、補助金の交付請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者　住　　　所

販売業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

様式第５号（第8条関係）

請　　　　　求　　　　　書

年　　月　　日

南空知公衆衛生組合長　　　　様

請求者　住　　　所

販売業者名

代表者氏名　　　　　　　　印

　　当社は、南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱第8条に基づき、別紙の補助金交付対象者から補助金の交付請求及び受領に関する委任を受けましたので、次のとおり請求いたします。

１　請求額　　　一金　　　　　　　　　　円

２　添付書類

1. 補助金交付対象者一覧表（様式第6号）
2. 受　領　書（様式第3号）
3. 委　任　状（様式第4号）

振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　銀　　行　　　　　　　　　　　信用金庫 |
| 口座種別 | 　　当座　　普通 | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

第７章　業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱）

様式第６号（第8条関係）

補助金交付対象者一覧表

種　　別　　等　□　生ごみ堆肥化容器

　　　　　　　　　□　電動生ごみ処理機

登録販売業者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受　付番　号 | 住　　　　　　　　　所 | 氏　　　　　名 | 備　　　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　　　　　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合ごみ処理施設設置等に関する条例）

○南空知公衆衛生組合ごみ処理施設設置等に関する条例

昭和44年10月1日

条　例　第　４　号

改正　平成09年03月03日条例第1号　　平成10年02月27日条例第1号

　（施設の設置）

第１条　南空知公衆衛生組合区域内のごみを衛生的に処理するため、ごみ処理施設を設置する。

　（施設の名称及び位置）

第２条　前条に基づき設置するごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　　称 | 所　　　　　在　　　　　地 |
| 馬追清掃センター | 長沼町東5線北8番地 |
| 馬追クリーンセンター | 長沼町東5線北8番地 |
| 一般廃棄物最終処分場 | 南幌町南10線西10番地 |

　（規則への委任）

第３条　施設の運営及び管理について、必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成9年3月3日条例第1号）

　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成10年2月27日条例第1号）

　この条例は、平成10年4月1日より施行する。